

商品名											
○新型給振ローン											
ご利用いただける方	○満 20 歳以上の方で、当金庫に給与振込（5 万円以上）の実績がある方										
お使いみち	○自由										
ご融資限度額	○100 万円以内（1 万円単位）										
ご利用期間	○5 年以内（完済時年齢 60 歳未満）										
ご融資利率	○変動金利型：当金庫の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）を基準とする変動利率 年 3.70%～年 4.20% ※パートナー協定優遇金利 年 0.3%の適用可 パートナー協定部店長優遇金利 年 0.2%以内の適用可										
利息計算方法	○残債方式										
ご返済方法	○毎月元利均等返済（ボーナス併用も可）										
ご返済の目安	（100 万円の毎月元利均等返済の場合） ○3 年 ¥29,614 円・4 年 ¥22,669 円・5 年 ¥18,507 円										
連帯保証人・担保	○原則配偶者の方（配偶者がいない場合は親族 1 名）。 ○担保は不要です。										
手数料	○返済条件変更時 5,250 円										
その他	○詳しくは、当金庫の窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。 ○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。										
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9 時～17 時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。</p> <p>* お客様の個人情報情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。</p> <p>当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。</p> <table border="1" data-bbox="600 1415 1303 1765"> <thead> <tr> <th colspan="2">全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住 所</td> <td>〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3517-5825</td> </tr> <tr> <td>受付日 時 間</td> <td>月～金（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>受付媒体</td> <td>電話、手紙、面談</td> </tr> </tbody> </table>	全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）		住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	電話番号	03-3517-5825	受付日 時 間	月～金（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 9:00～17:00	受付媒体	電話、手紙、面談
全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）											
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7										
電話番号	03-3517-5825										
受付日 時 間	月～金（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 9:00～17:00										
受付媒体	電話、手紙、面談										

商品名		○新型給振ローン		
<p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>				
東京三弁護士会				
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	
受付日 時 間	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00	
<p>東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（１）、（２）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。</p> <p>なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/）をご覧ください。</p> <p>（１）現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>（２）移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>				

日本海信用金庫